

2 高保体第 9 号
令和 2 年 4 月 2 日

各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関する
ガイドライン」の改訂について（通知）

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

うえのことについて、別添（写し）のとおり、令和 2 年 4 月 1 日付け 2 文科初第 3 号により文部科学事務次官から通知がありました。

上記の通知では、児童生徒等の感染が判明した場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡等をみながら判断することとされていますが、本県においては、感染拡大防止を徹底する観点から、令和 2 年 3 月 30 日付け元高保体第 852 号で示したとおり、児童生徒等又は教職員の感染が判明した時点で、当該学校を一度臨時休業（1 週間程度）とし、県内関係部局等と相談、協議のうえ期間や再開の条件等を判断していくこととしています。

また、4 月 7 日からの新学期に向けて準備をお願いしていますが、県内の感染状況が刻々と変化しており、急遽、臨時休業とせざるを得ない場合も想定されることから、改めて通知を発出する可能性もあることにご留意ください。

なお、4 月 7 日以降の部活動の取扱いについては、「県立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる部活動等の再開について」（3 月 24 日付け事務連絡）を継続します。

新しい教職員を迎え、新組織体制になっているため、感染防止についての注意喚起を再度徹底していただくようお願いいたします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

【問い合わせ先】

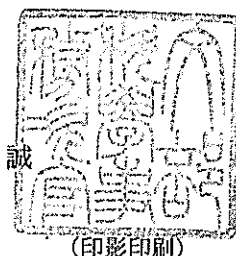
保 健 体 育 課	北村、廣田、池知	(TEL:088-821-4928)
高 等 学 校 課	山中、岩河	(TEL:088-821-4907)
特 別 支 援 教 育 課	濱口、吉井	(TEL:088-821-4741)



2 文科初第 3 号
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠



(印影印刷)

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関する
ガイドライン」の改訂について (通知)

令和 2 年度における学校の教育活動の再開等の考え方については、令和 2 年 3 月 24 日付
元文科初第 1780 号文部科学省事務次官通知(「令和 2 年度における小学校、中学校、高等
学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」)によりお示したと
ころですが、4 月 1 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえて、同
通知の別添「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライ
ン」を、別紙のとおり改訂しましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、
大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道
府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対
して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法
人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)
第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校
設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対
して周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245
条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号)第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添
えます。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課（内2367）
- 教科書の取扱いに関すること
初等中等教育局 教科書課（内2411）
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課（内2588）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課（内2532）
- 子供の居場所確保に関すること
 - ・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課（2918）
 - ・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課（内2464）
- 幼稚園の預かり保育に関すること
初等中等教育局 幼児教育課（内3136）
- 私立学校に関すること
高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課（内3370）
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月1日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとお

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

り検討する必要があると考えられます。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

2. 学習指導に関すること

(1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年

度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」³に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与することとされているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、各学校に納入された教科書が遅滞なく児童生徒に給与されるよう対応すること。

4. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

5. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員

³ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定される場所であり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

6. 子供の居場所確保に関すること

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

（2）給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

7. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療関係等で仕事を休めない場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と
学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等
を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談



感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止



学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
（「感染拡大警戒地域」）



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも



公共交通機関を
通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業
実施せず



首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請



臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について（令和2年3月30日時点）

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、新学期の教育活動再開後に児童生徒等又は教職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止や学校の臨時休業の措置等に関して、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」も踏まえ、下記のとおり定めましたので、内容を確認の上、遺漏のないようお願いします。別紙「県立学校等において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について」も参照してください。

記

1 児童生徒等又は教職員本人が感染した場合について

- (1) 児童生徒等が感染した場合（無症状の感染者も含む）
学校保健安全法第19条に基づき治癒するまで出席停止の措置を取る。
- (2) 教職員が感染した場合（無症状の感染者も含む）
出勤困難休暇を取得すること。
（令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること）
- (3) 学校の臨時休業の措置
県教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づく学校の臨時休業を速やかに行う。
※臨時休校の期間は1週間程度とする。ただし、感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県の健康政策部と協議の上、期間の短縮や延長をする場合がある。また、学校は保護者等と連携し、期間中の児童生徒等や教職員等の健康状態を適宜把握すること。

2 児童生徒等又は教職員が感染者の濃厚接触者として特定された場合について

- (1) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者として特定された場合
当該児童生徒等に対しては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。その期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- (2) 教職員が濃厚接触者として特定された場合
年次有給休暇の取得又は在宅勤務とする。
（令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること）
- (3) 学校の臨時休業の措置
県教育委員会は、臨時休業の措置は行わない。各学校において登校・出勤前の検温等、十分に健康観察を実施すること。

3 感染者がいない学校も含む臨時休業について

1及び2とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、必要がある場合は、県教育委員会は県の健康政策部と十分に相談し、公衆衛生対策として感染者のいない学校も含めて臨時休業の措置を講じる場合があること。

4 発熱等の症状がある児童生徒等を休ませる指導の徹底について

学校は、感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うことを徹底すること。登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等で検温を実施すること。

また、学校において発熱や咳などの風邪の症状が見られたときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

5 教職員における感染対策について

上記1から4については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要がある、この場合、出勤困難休暇等の取得によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努め、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。

6 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について

児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、後日、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

7 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

【担当】

保健体育課	北村、廣田、池知	(TEL:088-821-4928)
高等学校課	山中、岩河	(TEL:088-821-4907)
特別支援教育課	原、吉井	(TEL:088-821-4741)

県立学校等において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について

令和2年3月30日時点

【文部科学省】

	児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合	感染状況が拡大傾向にある地域
出席停止等の 取り扱い	児童生徒等は治癒するまで出席停止 教職員は治癒するまで休暇等の取得	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2週間の出席停止及び休暇等の取得	(斜線)
臨時休業の 措置等	感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県の衛生部局と十分に相談 学校の一部又は全部の臨時休業	記載なし	一定期間、学校を休校にすることも選択肢の一つと考えられる。



【高知県教育委員会事務局】

	児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合	感染状況が拡大傾向にある地域
出席停止等の 取り扱い	児童生徒等は治癒するまで出席停止 ※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること。	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2週間の出席停止及び休暇の取得 ※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること。	(斜線)
臨時休業の 措置等	臨時休業 ※感染者が発生した場合は、1週間程度は臨時休校とする。ただし、感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県の健康政策部と協議の上、期間の短縮や延長をする場合がある。 ※教職員については濃厚接触者と特定された者のみ年次有給休暇の取得又は在宅勤務とする。 ※学校関係者(常時勤務していない職員)が感染した場合は、その都度判断する。	現時点では臨時休業等の措置は行わない。 ※各学校において十分に健康観察を実施する。	県の健康政策部と十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者のいない学校も積極的な臨時休業を検討する

(参考) 学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

・同一市町村内に複数の感染者が発生
・近隣の複数の学校における感染者の発生
…等

↓
地域全体での臨時休校を検討

各県立学校長 様

高等学校課長
特別支援教育課長
保健体育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる部活動等の再開について

新型コロナウイルス感染症による春季休業期間中の対応については、各県立学校において適切にご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、3月19日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域」では、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策を行ったうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになるとの方向性が示されました。

本県におきましては、今後新たな感染者が確認されることは否定できませんが、3月22日時点では「感染状況が拡大傾向にある地域」「感染状況が確認されていない地域」には当てはまらず、専門家会議が示すうえの地域に該当すると考えられます。

つきましては、生徒の心身への影響なども考慮し、様々な感染防止対策を行ったうえで3月28日（土）以降、部活動及び補習について、各学校の状況を踏まえ再開できることとします（28日（土）以前であっても、感染防止対策等の準備が整った場合は、部活動等の実施を可能とします）。

なお、感染防止対策等については、令和2年3月24日付け元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」を参照し対応するとともに部活動等の再開にあたっては、下記により対応することとします。

記

- 1 3つの条件が同時に重なる場を回避すること
 - ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
 - ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える など
- 2 部活動等への参加については、生徒・保護者の意思を尊重すること
- 3 部活動については、次のことを遵守すること（別紙「県立学校の春季休業中の部活動について」を確認）
 - ・ 体調管理（体温チェックを行い、記録を取る）の実施
 - ・ 県外への遠征は禁止
 - ・ 生徒同士が接触して行う格闘技については禁止（柔道、剣道、レスリング、相撲など）
ただし、生徒同士の接触を伴わない範囲において工夫した練習については、校長がその内容を確認して部活動を行うことができる
 - ・ 吹奏楽等、文化部については、パートごとに教室を構えるなど、工夫すること
- 4 各学校の教職員、生徒等に感染が確認されたときは、直ちに部活動等を中止すること
- 5 今後、県内において新たな感染者が発生するなど、状況が変化した場合は、再度活動を中止する場合があること

【担当】	高知県教育委員会事務局
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	原、吉井（088-821-4741）
保健体育課	小谷、大塚（088-821-4900）

県立学校の春季休業中の部活動について

※以下の内容が遵守できる部活動は、学校長の判断により、活動できることとする。

- ①体調管理 体温チェック（自宅・部活動開始前）を必ず実施する。顧問・外部指導者も同様とする。
- ②記録を残す（部活動でいつ、だれが参加し、体温はどうか等の記録を残す。生徒・教員が感染者となった場合、速やかに濃厚接触者を特定するため）。
- ③屋外の部活動については、密閉空間にならないことから、感染防止対策（手洗い、タオルや飲料水のコップを共用しないなど）を行いながら実施する。
- ④屋内の部活動では、体育館や教室の換気をしっかり行うとともに、上記の感染防止対策を徹底する。
- ⑤相手と直接接する活動は、感染リスクが高いため禁止する。
 ※競技としては、相撲、剣道、柔道、空手道、なぎなた、フェンシング、レスリング、ボクシング、少林寺拳法などが考えられる。直接接する活動は禁止するが、筋トレ、ランニングなどの練習内容を工夫し、学校長が許可する場合は実施しても構わない。

【実施する場合の注意事項】

○部活動の制限について

- ・活動時間等については、短時間で効率的な内容として2時間程度とする。
- ・県外への遠征は禁止する。
- ・他校との練習試合や交流試合については、人が多く集まることや地域を越えての人の交流を努めて避けるため、当面の間は自粛する（臨時休校・春季休業中はほとんど活動していないことから、生徒の体力や技術面にも不安があるため、段階を踏んで計画的に活動すること）。

○活動場所について

- ・一度に多くの部活動が集中しないように、時間をずらすなどの工夫（午前・午後制、三部制等）を行う。
 ※例えば、体育館の同じフロアでバレー部、バスケット部、バドミントン部などが同時に練習をしないなど（感染リスクを下げるため、時間をずらす）
- ・連合チームとして活動する場合においても、合同での練習は行わず、自校において学校単位での活動のみとする。
- ・文化部における教室等の利用の際は、複数の教室を使用するなど、可能な範囲で分散した活動に努める。

○体調管理、危機管理対応について

- ・自宅での検温で 37.5℃以上や体調不良等の不安がある場合は、学校又は顧問教員に電話連絡をしたうえで自宅療養とする（LINE 等の SNS ではなく、電話により聴き取ることが重要）。
- ・練習前後の体調確認を行う（特に部活動実施前に必ず検温を行い、体温チェック表に記録を残すこと）。
 ※生徒によっては、練習を休みたくないという心理が働き、少しくらい熱があっても参加し、感染拡大につながる恐れがある。部活の前に検温を行い、記録を残すことで、安心して活動に取り組むことが可能となる。
- ・練習前及び練習中に体調不良が確認された場合は、保護者に連絡したうえで帰宅措置とする。
- ・更衣は速やかに行い退室することとし、長時間及び密室にて近接した距離で接触することを避ける（更衣室・部室・教室等）。一度に大人数が入らないような工夫も行う。
- ・練習する環境の換気を定期的（1時間に5分程度、可能であれば2方向の窓を開放）に行い、空気の入れ換えを行う。

○活動再開後の再度の活動禁止について

- ・一度、部活動を再開した後に、県内の感染者発生状況によっては、再度、活動の禁止を決定する場合がある。なお、自校の教職員・生徒が感染者として確認された場合は、直ちに活動を禁止する。

○活動への参加について

- ・部活動再開後の参加又は不参加については、強制されることなく本人及び保護者の判断に任せる。
- ・部活動再開時には、顧問教員から新型コロナウイルス感染症防止対策及び今後の活動の制限に関すること等について話をし、顧問教員と生徒がそれらを共有すること。

